

◆風しん抗体検査および予防接種クーポン券を送付いたします。

同封しましたクーポン券と本人確認書類をお持ちのうえ、抗体検査を受検ください。
詳しくは、下記および裏面をご覧ください。

2025年3月31日まで風しんの抗体検査・予防接種を公費（無料）で受けられます。公費で受けられる最後の年度です。

- ▶ 風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)**なっています。
- ▶ そのため、2025年3月31日までの期間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種※の対象者とし、クーポン券をお届けします。
※予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種
- ▶ 対象者の方には、**お届けするクーポン券を利用して、まず抗体検査**を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。

～抗体検査・予防接種までの流れ～

①抗体検査を受ける

（クーポン券・本人確認書類が必要です）

抗体検査は、医療機関や検診会場で受けることができます。

1. **個別医療機関**（裏面参照）
2. **市の集団検診**（6月～1月に健康増進課へ電話予約）
3. **事業所健診**（対象者のみ）（事業所へ連絡）

②抗体検査の結果を確認する（医療機関に結果を受け取りに行くこともあります）

抗体あり

- ・風しんへの抵抗力があります。
- ・定期の予防接種の対象となりません。

残りのクーポン券は
破棄してください。

抗体なし

- ・風しんへの抵抗力がありません。
- ・風しんにかかるリスクがあります。

③予防接種を受ける（クーポン券、本人確認書類、抗体検査結果通知書が必要です）

◆クーポン券を使用し、すでに抗体検査（予防接種）がお済の方へ

今回、市で令和6年2月末までに抗体検査を受けた確認が取れていない方に、クーポン券をお送りしています。すでに抗体検査（予防接種）がお済み場合には、行き違いの失礼をご容赦ください。
※お手数ですが、お送りしたクーポン券は破棄していただきますようお願いいたします。

◆有効期限（令和6年3月31日期限）を過ぎたクーポン券をお持ちの方へ

今後、抗体検査や予防接種を受けられる際には、今回お送りした新しいクーポン券をご使用ください。有効期限が過ぎたクーポン券をお持ちの場合は、破棄していただきますようお願いいたします。

よくある
ご質問

Q どうして風しんの追加的対策を実施しているのですか？

A 風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があります。

大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。

風しんの追加的対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



《お問い合わせ先》
下野市役所 健康増進課
☎0285-32-8905